

# 安全・適正就業だより



☆☆☆☆ いつまでも 働く喜び 無事故から ☆☆☆☆

## 「高齢運転者標識」の表示（取り付け）について

75歳以上の人、又は70歳以上の人でも加齢に伴う身体機能の低下により運転に影響を及ぼすおそれのある人は、自動車を運転する時は「高齢運転者標識」を表示しなければなりません。



車体の前後に、地上0.4メートル、1.2m以下の見やすい位置に取り付けてください。

「高齢運転者標識」の表示に法的義務はありませんが、他の車の運転者に、視力・聴力・とっさの判断力など、運転に直接関係のある基本的な機能が低下している高齢者だということを知らせ、特に注意をしてもらうようお願いするものです。自分の老いは誰でも認めたくありません。最初、「私はまだ大丈夫・・・普通に運転できるから」と、表示に少し抵抗があると思いますが、自分の安全と他人を事故に巻き込まないために、積極的な装着をお勧めいたします。

**秩父市シルバー人材センターでは、70歳以上の会員が公用車運転する場合に表示してもらうよう準備を進めています。**

## 研修報告 （草刈機取扱い・安全に関する基準第4条）

草刈り機を使用中に事故を起こした時は、研修を行うことになっています。

(1) 5月26日、秩父市聖地公園草刈り作業中に小石を飛散させ、隣接した駐車場に止めてあった送迎用マイクロバス二台のフロントガラスとボディーに傷を付けた事故後の研修会を行いました。関係した会員2名に「就業停止書」を渡した後、事故発生状況の再確認、事故の原因・防止策

を踏まえた今後の安全対策などについて意見を聞きながら研修を行いました。今回も、「今まで大丈夫だったので防護ネットを張らなかった」との発言がありました。幸いなことに、人の乗降中ではなかったので一番心配される人間への被害がなくてホッとしました。近くに窓ガラスのある倉庫もあり、当然防護ネットを張って作業をする場所だと判断できる現場でした。十分な安全対策を取っていれば「防げた事故」でした。

慣れると誰でも注意力が低くなります。事前に現地調査を行い、必ずその日の仕事内容・手順、注意点などを話し合い確認し合って作業を行ないましょう。

## 巡回（事故）

### 報告

6月4日（土）の  
事故報告があり、  
6月6日（月）秩父



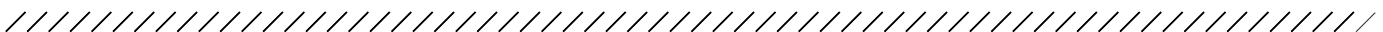
市公設市場を巡回しました。草刈機(チップソー)を使って草刈り作業中に、近くに止めてあった除雪用ショベルカーのタイヤを約20cm切ってしまった。事故日が休日のため事故報告は6月6日（月）となった。特に、障害物の近くを刈る場合は、鎌を使用し手で刈るように話しました。

大きく伸びた草の刈り方など技術講習会の開催と、事故内容によっては急な連絡を要する場合がありますので、「休日の緊急連絡先の確認」を検討いたします。



## 横断歩道は歩行者優先

信号機のない横断歩道を横断している人や横断しようとしている人がいたら、必ず一時停止をして歩行者の横断を優先しましょう。



秩父市シルバー人材センター  
秩父市野坂町1-13-14

安全・適正就業委員会  
電話 22-4454

